

独立行政法人国民生活センター業務方法書の一部変更について

1 背景

平成 20 年 5 月 2 日に独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の一部改正する法律が公布され、消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するため、センターが行う紛争解決の手続等が整備され、平成 21 年 4 月 1 日より施行されるとともに、平成 20 年 11 月 14 日に総務省よりセンターの主務省である内閣府に、「独立行政法人における契約の適正化について」の依頼がなされた。

2 変更のポイント

- (1) センター業務方法書（以下「方法書」という。）の業務の方法に、センターが行う重要消費者紛争の解決を図るための手続等を規定する。
- (2) 方法書の競争入札等の契約に関する基本的事項に、総務省より措置を講ずるよう要請のあった総合評価方式※を規定する。

※ 総合評価方式とは、価格と価格以外の要素を総合的に勘案し、最も評価の高い者を落札者と決定する方式。

なお、具体的な変更箇所については、別添「独立行政法人国民生活センター業務方法書の一部改正新旧対照表（案）」を参照のこと。

(参考 1)

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の概要

1 センターの目的及び業務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の目的及び業務に関する規定に消費者紛争（消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争をいう。）のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの（以下「重要消費者紛争」という。）の解決を図ることを追加する。

2 重要消費者紛争解決手続の実施

（1）紛争解決委員会

- ① 重要消費者紛争の解決のための手続を実施するため、センターに独立して職権を行う紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会の委員（十五人以内）は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けてセンター理事長が任命する。
- ③ 重要消費者紛争解決手続に参与する特別委員を置くことができる。

（2）和解の仲介・仲裁

- ① 当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介又は仲裁の申請をすることができる。
- ② 和解の仲介の手続は、事件ごとに委員長が委員又は特別委員の中から指名した一人又は二人以上の仲介委員が実施する。
- ③ 仲介委員の忌避、当事者の出席等和解の仲介の手続を実施するために必要な規定を整備する。
- ④ 和解の仲介の手續が不調に終わった後、1月以内に訴えを提起したときは、時効の中斷については、和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。
- ⑤ 和解の仲介の手續を実施している重要消費者紛争について訴訟が係属する場合において、当事者共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、訴訟手続を中止することができる。
- ⑥ 仲裁については、仲裁法の規定を適用する。

（3）その他

結果の概要の公表、和解又は仲裁判断に係る義務履行の勧告、訴訟の援助等について必要な規定を整備する。

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

(参考2)

事務連絡
平成20年11月14日

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人における契約の適正化について（依頼）

独立行政法人は、業務運営の自律性を確保することとされており、契約方法については、原則として各法人の自主性に委ねられているが、業務の公共性に鑑み、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、業務運営の適正性・透明性を確保することが強く要請される。

独立行政法人の契約については、国における取組みを踏まえ、原則として一般競争入札等（企画競争・公募を含む）によることとされ、その導入、範囲拡大を図ることとされている。

今般、会計検査院は参議院に対して、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」（国会法第105条の規定による参議院からの検査要請に基づく報告）を報告したところであるが、その指摘を踏まえ、各府省におかれでは、貴管下の独立行政法人に対し、下記の具体的な措置を講ずるよう要請願いたい。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。
- ② 指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。
- ③ 包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。
- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。
- ⑤ **総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。**
- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書（抜粋）

「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」

2 所見

～（省略）

（2）契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度

- （ア）一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。
- （イ）随意契約の基準において、包括的隨契条項又は公益法人隨契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。
- （ウ）公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。
- （エ）総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

（以下省略）